

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援 A 型・B 型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について

1. 在宅利用の対象者

新型コロナウイルスの影響等により、事業所への通所利用が困難となった者。

2. 在宅利用の届出について

- ・在宅利用を実施する事業所は、別紙 1 - 2「新型コロナウイルス対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援 A 型・B 型事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出」または、同等の内容が記載された任意の書類を桶川市健康福祉部障害福祉課までご郵送ください。
 - ・令和 2 年 4 月 1 日以降、別紙 1 - 2 等での実施開始日の届出をもって本取り扱いの適用とします。
 - ・届出は郵送とし、郵便の到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。
- ※事業所の運営規定の変更は不要です。
- ※利用者の、市役所への支給申請等は不要です。【通常の受給者証（通所・在宅利用を問わない）をお持ちであればサービス提供可能】

3. サービス提供について

サービス提供に係る用件については、平成 19 年 4 月 2 日障発第 0402001 号厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A 型、B 型)における留意事項について」(平成 30 年 4 月 1 日障発第 0410 第 1 号一部改正)により定められているところですが、本取扱いについては次の通り緩和します。

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために、必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
なお、在宅利用の支援にあたり、在宅利用者が行う作業活動、訓練メニューについて個別支援計画に位置付けること。
- ② 在宅利用者の支援に当たり、1 日 1 回は連絡、助言または進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ 1 日 1 回を超えた対応も行うこと。

- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事務所職員による訪問又は利用者による通所、電話等により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は職員による訪問、利用者による通所、電話などにより訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ⑦ ⑤を実施した際に、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥の実施に置き換えて差し支えない。

4. 障害福祉サービス費の請求について

請求方法については、従来どおり埼玉県国民健康保険団体連合会への請求となります。

また、在宅支援を提供した初月については、その翌月10日までに新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的な在宅サービス提供中の支援体制に関する報告（任意書式・個別支援計画書の写し可）を桶川市健康福祉部障害福祉課まで郵送ください。

※利用者確認欄の記入（サイン）が提出期限に間に合わない場合は、記入後の提出で差し支えありません。

5. その他

- (1) 本取り扱いについては、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。
- (2) 本取り扱いの対象者は桶川市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者にご確認ください。
- (3) 今回お示ししている内容については、従来の在宅利用の要件及び手続等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取り扱いですのでご注意ください。

6. 届け先住所

〒363-8501

桶川市泉1-3-28

桶川市健康福祉部障害福祉課